

東京学芸大学教員研究専念制度実施要項一部改正について

改正理由： 教育実践研究推進本部の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第8条 学長は、前条第2項の推薦に基づき研究専念者を決定する。 2 学長は、前項の決定を行う場合、<u>教育実践研究推進本部</u>に調整を委ねることができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年2月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第8条 学長は、前条第2項の推薦に基づき研究専念者を決定する。 2 学長は、前項の決定を行う場合、<u>部局長会</u>に調整を委ねることができる。</p> <p>[省略]</p>